

---

# 令和6年度 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会

---

令和6年10月29日（火）

第2回 事務局資料

## 交通ルール遵守の観点から自動運行装置に求める要件

- 国際場裡では、自動運行装置（ADS）は「有能で注意深い人間の運転者（competent and careful human driver）」の運転行動と同等程度に安全な挙動を取るべきと議論（※）。

※ 2024年6月WP.29第193回会合で提出されたガイドライン（「ECE/TRANS/WP.29/2024/39」）6.1.2に記載

- これは道交法の観点からは、ADSが、同法各条に定める類型的な交通ルールに加え、同法第70条に規定する安全運転義務を遵守することに相当。

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、**道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転**しなければならない。

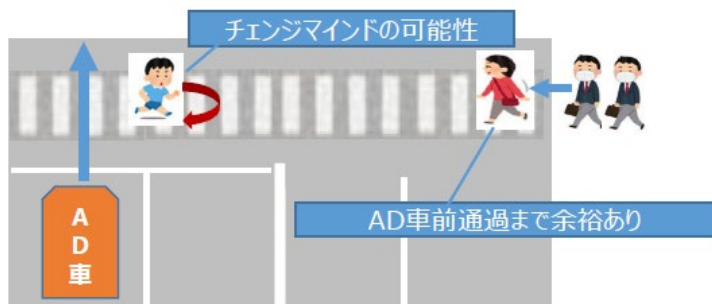
- この規定及び実際の多様な道路交通状況を踏まえれば、類型的な交通ルールに関し、一律の解釈を示すことは困難だが、開発に当たり、対象の場面ごとに次頁以降の要素は考慮いただきたい。

# 課題となる場面についての意見②：歩行者横断

## <関係する道交法の規定>

第38条 車両等は、横断歩道（略）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者（略）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（略）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

## <自工会から提示された論点>



出典 「令和6年度 第1回 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会 資料2」

- 「横断しようとしている」状態の認知、歩行者や自転車の行動予測は難しい。
- 横断中の歩行者が急に反転、戻る。チェンジマインドの予測は困難。
- 横断している歩行者が自車から離れている場合の対応、判断。

## <意見>

- 道交法第38条の「横断しようとする歩行者等」とは、道路を横断しようとする意思のあることが外見上も明らかである歩行者等を指すところ、「横断しようとする歩行者等」か否かは、動作その他から見て運転者が判断するものであるため、ADSは歩行者等の行動を「有能で注意深い人間の運転者」と同程度に予測することが必要。
- また、「横断しようとする歩行者等」に該当する距離的な範囲については、車両等の速度、歩行者の速度等、具体的状況のもとで合理的に判断されるものであるため、ADSはこの距離について「有能で注意深い人間の運転者」と同程度に予測することが必要。
- なお、少なくとも「交通の方法に関する教則」に示されている歩行者の行動には対応する必要があるほか、法令上、例えば、歩行者用信号の青色点滅時には、横断をやめて引き返す歩行者等がいることにも留意。

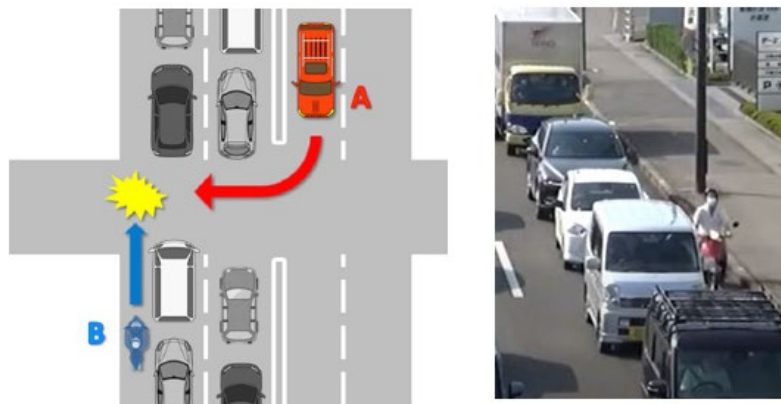
# 課題となる場面についての意見③：二輪車のすり抜け

## <関係する道交法の規定>

特になし。

※道交法上、追越しに係る規定（第28条）は存在するが、いわゆる「追抜き」に係る規定はない。

## <自工会から提示された論点>



- 渋滞車列等の間をすり抜ける二輪車の存在（の認知、当該二輪車への対応は難しい）。

出典 「令和6年度 第1回 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会 資料2」

## <意見>

- 道交法上、進路を変更せずに前方車両の側方を通過するいわゆる「追抜き」は可能なので、ADSはこうした他の交通参加者の行動を「有能で注意深い人間の運転者」と同程度に予測することが必要。
- また、道路の左側端に寄って走行しなければならない自転車等については、渋滞車列等を左から追い抜くことが想定されることにも留意。

# 課題となる場面についての意見④：緊急自動車

## <関係する道交法の規定>

第40条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（略）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となつている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあつては、道路の右側。次項において同じ。）に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場合において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

## <自工会から提示された論点>

緊急車両の通行を妨げるケース

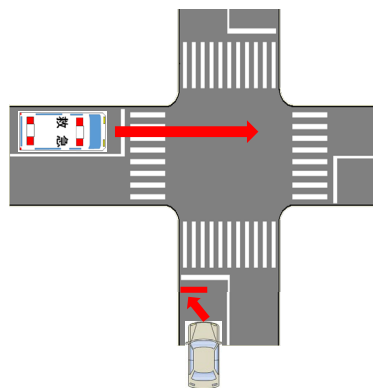


- 接近してくる方向や車線の認知
- 左右どちらへ避ければよいかの判断
- 左に寄っても車両が通れるスペースがない場合の対応
- 譲らずに走行し続ける方が良い場合もある
- 緊急車両からの音声指示の理解と対応

出典 「令和6年度 第1回 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会 資料2」

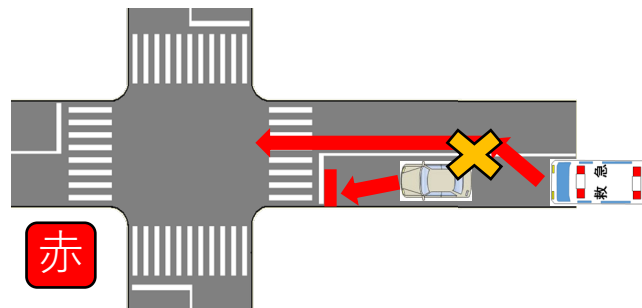
## <意見>

- ① 前方から接近してくる場合      ② 後方から接近してくる場合



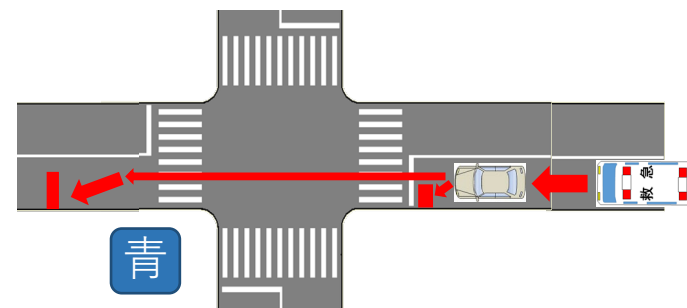
交差点進入前に停止。

- a.) 前方が赤信号の場合



交差点進入前に停止し、進路を譲る。

- b.) 前方が赤信号以外の場合



交差点を避けて停止。

※ 進路を譲り切れない場合、必ずしも特定自動運行業務従事者の駆け付けが求められるわけではないので、遠隔から適切な避讓場所を指示し、当該場所までは自動運転車が安全に自律走行する仕様もあり得るか。